

## 令和5年第12回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月18日(月) 午前9:00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	森 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	
	10番	實 穰二
	11番	政岡 廣子
	12番	
	13番	中 佐奈枝
	14番	谷村 里香

推進委員(3名)

	1番	琉 将士
	2番	幸山 真悟
	3番	
	4番	
	5番	
	6番	重 翔太

4. 欠席委員 9番 樺山 哲博、12番 柿山 あゆみ  
欠席推進委員 3番 常 隆造、4番 實村 秀樹、5番 東 翼

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(4件)

第2 農地法第5条許可申請について(2件)

## 6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主 事 酒勺 英樹

### 会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和5年第12回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。今、皆さんが噂というか聞いてご存じだと思いますが、南西糖業は20日から工場は開けて待っているということで、あと果たして原料が搬入されるかと私たちは分かりませんという回答でありましたが、毎年ですね。輸送組合と折り合いがつかずですね。

交渉が難航している状況であります。去年もそういう状況でやりましたが、やはり輸送組合の方も今回は意思が強いということは聞いておりますが、農家がですね。やはり困ることは私ほしないのではないかなというふうに思っていますので、しっかりまたですね。製糖が開始されるのをですね。祈っているばかりであります。

またバレイショの方は、気候の方を大分例年並みに下がってきていますし、今のままですね。いけばまた順調良く、生育するのじゃないかなというふうに思います。

また子牛。セリについてはですね。年末、今、相場は下げ止まりですが、どうにかですね。毎年、年末に上がる時期にですね。少し、若干ですが、平均が上がってきているところですね。いろいろ農業を取り巻く情勢はですね。非常に厳しい状況ではございますが、今年も残り僅かですので、またですね。

来年に向けて、新たな気持ちで良い年になるぞということをやはり皆ですね。願って、ぜひ、また皆様方のいろんな仕事を頑張っていってほしいなというふうに思います。

定刻を大分過ぎておまして、たいへん申し訳ございません。これより早速ですね。議事の方に入りたいと思いますので、皆様の慎重なるご審議の程よろしくをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中3名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご異議ございませんでしょうか。

#### 【異議なし】

議長 はい、それでは、議事録署名委員は、5番委員、8番委員にお願いします。  
なお本日の会議書記には事務局職員の酒勺氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の「農地法第3条許可申請」は、1議案4件です。  
議案第1号について、受付番号76号から受付番号79号は、所有権移転に関する件です。

受付番号77号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は愛知県在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は662㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号78号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は鹿児島県在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は1,319㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号76号については、譲受人は木之香在住で、譲渡人は犬田布在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は1,543㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号79号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は151㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号76号から79号は、別添にある調査書にあるとおり農地法第3条第

2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 只今の説明に関連して、受付番号77号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番 農地法第3条許可申請77号について、説明します。先日、6番委員と1番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議をお願いします。

なお、現状としては、バレイショを植え付けられてるところです。よろしくをお願いします。

6 番 77号について、只今、2番委員からご説明があったとおりです。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号77号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号77号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

#### 【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号77号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号78号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 9番委員欠席のため、私の方で説明します。農地法第3条許可申請78号について、ご説明します。先日、7番委員、4番推進委員と共に調査をした結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくをお願いします。なお現状としては、3つ共ローズが植えてありました。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号78号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号78号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号78号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号76号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番 農地法第3条許可申請76号について、ご説明します。先日、10番委員と6番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。なお現状といたしましては、畑を耕している状態で次は草を植える準備をしておられました。以上です。

10番 只今、14番委員の説明のとおりです。皆様の審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号76号について、質疑に入りますが何か質問等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号76号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号76号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号79号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法3条許可申請79号について、説明いたします。先日、12番委員と5番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしく申し上げます。12番委員は休みです。現況は、耕して

あってジャガイモを植える予定です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号79号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号79号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号79号は、原案のとおり決定いたしました。これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。次に日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の「農地法第5条許可申請」については、1議案2件です。議案第2号について、受付番号13号と14号は、お手元の資料のとおりで牛舎建設になります。

受付番号13号は、8月の総会后農振除外の手続き済みです。農地の区分といたしましては、畑総事業を終えているので除外後も第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当するため問題無いと思われま

す。次に受付番号14号は、7月の総会后用途変更の手続き済みです。農地の区分といたしましては、第2種農地のその他の農地に該当すると思われま

す。2件とも既存の牛舎がありますが、未申請であったので、今回、既存の牛舎も含めての申請になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、只今の説明に関連して、担当委員より受付番号13号の説明をお願いいたします。

6 番 農地法第5条許可申請について、受付番号13号について、説明いたします。先般、2番委員、1番推進委員と共にですね。調査しました。この件につきましては、事務局の方でありましたように前回の農振除外の時も調査をしております。

現在はですね。バレイショが植えられておりますが、牛小屋も新しいのがありますが、その横にまた造るというふうに聞いております。周り、住宅等も無くですね。造るのには適地じゃないかと思っております。

ご審議よろしく申し上げます。

2 番 只今、6番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号13号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号13号は原案のとおり決定しました。  
次に、受付番号14号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法第5条について、説明いたします。14号。先日、14番委員と5番推進委員と共に調査した結果、事務局の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしく申し上げます。親の牛舎の横に造るみたいです。よろしく申し上げます。

14番 只今、10番委員の説明のとおりです。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号14号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号14号は原案のとおり決定いたしました。  
これで日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を終了します。  
これで議事は終わりましたが、その他に入りますが、何かその他で皆様方から  
ございませんか。無いですね。それでは、これで総会を終了いたします。  
お疲れ様でした。